

ふじみ野市立スポーツセンター空調設備導入検討及び設置工事設計業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施目的

ふじみ野市立スポーツセンター総合体育館、上野台体育館、駒林体育館の競技スペースに、現在空調設備が未整備なため、昨今の生命に関わる気温上昇により、安全・安心なスポーツ環境の整備が必要となっており、各スポーツ施設に空調設備の整備を行うものである。

本事業については、公募型プロポーザル方式により、提案の内容をもとに民間のノウハウの活用を図り、空調設備設計及び検討業務に必要な業務を実施し、かつ、ライフサイクルコストに対して効果が最大となる空調設備の整備及び早急な空調設備設置を実現することを目的とする。

以上を踏まえ、ふじみ野市立スポーツセンター総合体育館の空調設備導入検討業務及び上野台体育館、駒林体育館の空調設備設置工事設計業務の事業者を選定するため、本実施要領等に基づき提案を募集する。

2 業務の概要

(1) 名称

ふじみ野市立スポーツセンター空調設備導入検討及び設置工事設計業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和6年9月30日まで

(3) 業務に係る提案上限金額（消費税及び地方消費税を含む）

総額 32,303,000円

なお、各年度の支払上限額は次のとおりとする。

令和5年度： 9,691,000円

令和6年度： 22,612,000円

ただし、提案の下限額は、総額19,382,000円とする。

(4) 業務概要

各施設の競技スペースを対象とした空調設備設置工事に係る以下の設計業務を行う。

なお、設計についてはアリーナのみを対象とする。

①総合体育館空調設備導入検討

②上野台体育館空調設備設置工事に係る基本設計及び実施設計

③駒林体育館空調設備設置工事に係る基本設計及び実施設計

④①～③に付随する業務

(5) その他

①本業務は令和5年12月議会補正予算に計上しているため、本プロポーザルは議会の議決をもって成立するものとする。

②駒林体育館については、別途令和5年度に改修工事の設計を行っており、令和6年度に改修工事を行う予定です。

③令和6年4月中旬までに想定される各施設の工事の概算費用、期間、工事スケジュール、施設の休館期間の提案を行うこと。

なお、上野台体育館、駒林体育館における工事費及び総合体育館における設計業務委託料は令和6年6月議会において補正予算を上程する予定である。

④施設の概要等については、以下も参照のこと。

○ふじみ野市公共建築物個別施設計画

<https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/keieisenryakushitsu/koukyousisetukannri/8098.html>

3 応募要件

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本業を遂行する能力を有し、参加申込書提出時点において次の要件をすべて満たす事業者（個人での参加は不可とする。）とする。

ア ふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿（令和5・6年度）に「業種：建築関連コンサルタント（建築意匠）」で登録されていること、又は、次に掲げる書類を提出できること。

①登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可）

②営業経歴書（様式第3号）

③委任状（様式第4号。対象業務において代理人を置く場合に限る。）

④財務諸表（直近1事業年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）

⑤市税に未納のないことの証明書（ふじみ野市内に事業者（本社、支社、支店、営業所等）がある場合。）（写し可）

⑥「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の3）（写し可）

※①、⑤、⑥については発行後3か月以内のものに限る。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（入札参加資格に関する事）の規定に該当しない事業者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続の申立てがなされた事業者ではないこと。

エ ふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に定める入札参加停止の措置を受けていない事業者であること。

オ ふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）に定める入札参加除外の措置を受けていない事業者であること。

カ ふじみ野市競争入札参加者実態調査実施要項（令和元年ふじみ野市告示第194号）に定める入札参加制限の措置を受けていない事業者であること。

キ 国税、地方税の滞納がない事業者であること。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員が、同法第2条第6号に規定する暴力団員でない事業者であること。

ケ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく事業者及び構成員でないこと。

コ 本市との協議や調整に十分な能力を有し、契約及び本業務の実施、諸条件の変更について、柔軟な対応ができる事業者であること。

（2）共同事業体による参加

共同事業体による参加をする場合は、次のとおりとする。

ア 共同事業体とは、事業者がJVやコンソーシアムを組成するものとし、協力事業者としての関係にあたる場合を除くものとする。

イ 共同事業体は、総括責任者が在籍する事業者を代表事業者として定めるものとし、代表事業者が手続きを行うものとする。

ウ 単独で本プロポーザルに参加しようとする者は、他の共同事業体の代表事業者又は構成事業者になることはできないものとする。

エ 1事業者が複数の共同事業体の代表事業者及び構成事業者となることはできないものとする。

オ 共同事業体により参加申込みをした後において、当該共同事業体の代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めない。

カ 資本関係または人的関係がある複数の者（以下「同族企業」という）が本プロポーザルへ参加することは、公正な執行の観点から公平性が阻害される恐れがあるため、「資本関係または人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準」に準じて、次に該当する同族企業同士の本プロポーザルへの参加を制限する。

A 資本関係

○親会社等と子会社等の関係にある場合

○親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

B 人的関係

○一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

○一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ね

ている場合

- C 上記以外で本プロポーザルの適正さが阻害されうると認められる場合
○上記A及びB以外で上記A又はBと同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

※参考 資本関係又は人的関係のある会社同士の同一入札への参加制限

https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/keiyaku_homuka/keiyaku_kensagakari/1700.html

4 全体スケジュール

No.	内容	期日
1	実施要領等の公表	令和5年11月20日(月)
2	質問書の提出	令和5年11月21日(火)から12月8日(金)午後5時まで
3	施設見学の申込み	令和5年11月27日(月)まで
4	施設見学	令和5年12月1日(金)から12月7日(木)
5	質問書に対する回答	令和5年12月14日(木)まで
6	参加申込書及び企画提案書の提出	令和5年12月26日(火)午後5時まで
7	審査結果通知及び公表	令和6年1月15日(月)
8	契約締結	令和6年1月下旬

※本プロポーザルでは、ヒアリングは実施しません。

※やむを得ず変更する際は、別途市ホームページ・電子メールを通じ、案内する。

5 実施要領等の公表及び取得方法

(1) 公表日

令和5年11月20日(月)

(2) 公表場所

ふじみ野市ホームページ

(3) 取得方法

紙での提供は行わず、ホームページよりダウンロードすること。

6 施設見学

本業務の対象施設について、見学ができますので、希望者は次のとおり申込書を提出すること。

なお、施設見学への参加の有無は、選定時の審査に影響するものではない。

(1) 申込期間

令和5年11月27日(月)午後5時まで

(2) 申込方法(電子メールのみ)

施設見学申込書(様式第2号)を電子メールにより、担当部署へ提出すること。

なお、提出した際は、受信確認のため、電話により担当部署まで連絡するものとする。電話連絡の受付時間は、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(3) 参加人数

1事業者につき4人以内とする。移動のための乗用車等(1事業者につき1台)は、参加者が用意すること。

(4) 施設見学の実施方法について

施設見学は、申込みのあった事業者ごと個別に実施することとする。複数の事業者から申込みがあった場合、本市において各事業者の実施日程を調整して決定する。

(5) 施設見学日時・場所

ア 見学日 令和5年12月1日(金)から12月7日(木)まで

※事業者の希望する日のうち本市が指定する1日。土日を除く。

イ 見学場所

①総合体育館

②駒林体育館

③上野台体育館

ウ 時間

①午前9時～正午

②午後1時30分～午後4時30分

※上記①・②の各回でイの施設すべてを見学する。

7 質疑及び回答の受付期間及び方法

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「様式第1号：質問書」を提出すること。

(1) 受付期間

令和5年11月21日(火)から12月8日(金)午後5時まで

(2) 提出先

ふじみ野市役所市民活動推進部文化・スポーツ振興課

(3) 提出方法(電子メールのみ)

電子メールにより、担当部署へ提出すること。

なお、提出した際は、受信確認のため、電話により担当部署まで連絡するものとする。電話連絡の受付時間は、平日午前9時から正午まで及び午後1

時から午後5時までとする。

(4) 回答

令和5年12月14日(木)までに、質問者に対して5営業日以内に電子メールにて回答するとともに、随時、市ホームページにて質疑及び回答の一覧を公開する。

(5) 備考

期間中、質問書の提出は複数回行っても差し支えないものとするが、可能な限りまとめて提出すること。また、同一質問にならないよう、提出前に市ホームページにて確認を行うこと。

8 参加申込書等の提出

参加を希望する事業者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 受付期間

令和5年12月26日(火)午後5時まで

※各日の受付は、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 提出先

ふじみ野市市民活動推進部文化・スポーツ振興課

(3) 提出書類

ア 様式第5号 参加申込書

イ 様式第6号 共同事業体協定書兼委任状(共同事業体の場合のみ)

ウ 様式第7号 法人概要書

エ 財務諸表(直近1事業年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)

オ 市税に未納のないことの証明書(ふじみ野市内に事業者(本社、支社、支店、営業所等)がある場合。)(写し可)

カ 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書(その3の3)(写し可)

キ (ふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿(令和5・6年度)に「業種:建築関連コンサルタント(建築意匠)」で登録がない事業者のみ)3(1)ア各番号に記載する書類(財務諸表は上記④にて兼ねる)

ク 様式第9号 資本関係又は人的関係確認書

※オ、カについては、発行後3か月以内のものに限る。

※共同事業体の場合は、ウからクの書類について構成事業者分も提出すること

(4) 提出部数 1部

(5) 提出方法 持参のみ

(6) 参加資格審査及び結果の通知

提出された書類により、参加資格について審査し、その結果については、企画提案書の審査結果とともに通知するものとする。そのため、参加申込書等の提出とともに下記9に基づき、企画提案書等の提出をすること。

9 企画提案書等の提出

参加申込書等を提出した事業者は次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 受付期間

令和5年12月26日(火)午後5時まで

※各日の受付は、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 提出先

ふじみ野市市民活動推進部文化・スポーツ振興課

(3) 提出書類

「10 企画提案書等の作成要領」に基づき、次の順序で製本し、インデックスを貼付の上、A4版紙製のフラットファイルにて提出すること。

ア 様式第8号：企画提案書兼誓約書（鑑）（押印正本は1部、副本は写しでも可）

イ 様式第8-1号～第8-3号：企画提案書（提案内容）

ウ 任意様式：参考見積書

(4) 提出部数

正本1部、副本8部

(5) 提出方法

持参のみ

(6) その他

ア 企画提案にかかる一切の費用は提案者の負担とする。

イ 提案書の作成にあたっては、可能な限り具体的かつ、専門知識を有しない者でも理解できるようわかりやすい表現にまとめるとともに、見やすくなるよう作成を行うこと。

ウ 提出書類は返却しないものとする。

エ 企業パンフレット等の提出は不要とする。

オ 提出書類の提出後の修正又は変更は、認めない。

カ 企画提案書の提出は、1提案者につき1提案に限る。

1 0 企画提案書の作成要領

区分	必要書類
1. 表紙（鑑）	○様式第 8 号：企画提案書兼誓約書（鑑）
2. 企画提案書 （提案内容）	○様式第 8-1 号～第 8-3 号 ○様式ごとの枚数は問わないが、構成の補足資料も含め、様式第 8-1 号～第 8-3 号だけで片面 10 枚以内で作成すること。 ○作成については、「様式第 8-1 号～第 8-3 号：作成要領」に基づくこと。 ○企画提案書の作成にあたっては、11(5)審査基準を十分に理解し、可能な限り具体的かつ実現可能な提案を記載すること。
3. 参考見積書	【参考見積書】 ○任意の様式で作成してください。 ○見積書は消費税及び地方消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税を明記する。 ○本業務の委託料は、32,303,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限、19,382,000 円を下限とし、提案上限額を超える又は下限額を下回る提案を行った場合は、失格とする。 ○事業者の責務によらない社会的経済的動向等の経費変動リスクについては、協議により勘案するものとし、参考見積額に加えないこと。 【注意事項】 ○内訳には、施設ごと及び基本設計、実施設計それぞれの金額が分かるように記載すること。（細項目を設定することは妨げない。） ○提案にあたって特に留意すべき事項があれば、記載すること。

1 1 提案の審査・優先交渉権者の選定

(1) 審査方法

審査及び選定にあたっては「ふじみ野市立スポーツセンター空調設備導入検討及び設置工事設計業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、各審査基準に基づき、以下の審査方法をもって、提案者ごとに提案内容を審査する。

同審査結果を審議の上、決定する最高得点者を優先交渉権者として選定す

る。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査

本プロポーザルにおいては、書類審査のみとし、プレゼンテーション及びヒアリング審査は実施しないものとする。

(3) 提案者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い選定の可否を決定する。

(4) 点数の合計が240点を下回る場合は、優先交渉権者の選定は行わない。

(5) 審査基準

審査項目及び審査基準・配点は下表のとおりとする。

大No.	区分	小No.	審査項目	審査内容	配点
1	事業者の能力、実績	(1)	事業の目的 ・条件・内容	・事業について、認識が適切か。	10
		(2)	事業実施体制	・事業実施体制が適切であるか。単独事業者の場合は部署 ・協力事業者等の配置、共同事業者の場合は、構成員・協力事業者の配置が、適切であるか。	10
		(3)	業務実績	・本業務の内容と同種又は類似の業務を行った実績はあるか。	10
2	提案内容	(1)	事業スケジュール	・本事業全体の適切なフローが提案されているか。 ・早期に事業を完了させるための工程の工夫があるか。また、具体的な提案があるか。	25
		(2)	設計の実施方針	・必要な機能や安全性を満たすための適切な設計方針が示されているか。 ・提案書提出時に把握している現状説明があり、設計を行うための課題等が検討されているか。	25
3	提案金額		・提案金額は上限額を超えていないか。(超えている場合は失格)	20	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案金額は下限額を下回っていないか。（下回っている場合は失格） ・ 20点満点とし、次のように算出する。（小数点以下第1位までを有効とし第2位以下切捨て） ・ 配点×（最も低い提案金額/提案者の金額） 	
合計		100

※満点は、400点（100点×委員数（4人））となる。

（6）審査結果の公表等

- ア 審査結果の公表にあたっては、令和6年1月15日（月）までに市ホームページ及びふじみ野市市民活動推進部文化・スポーツ振興課窓口にて公表する。
- イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

（7）失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- イ 期限までに書類が提出されない場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 本実施要領に違反すると認められる場合

1.2 情報公開

（1）提出された書類関係

提出された書類関係は、優先交渉権者を選定する目的以外には使用しない。ただし、ふじみ野市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づく情報公開請求があった場合は、同条例第6条各号に定める非公開情報（個人情報や、公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報など）が記載されている部分を除き、公開することがある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の公開とする。

（2）評価内容

評価内容について、第三者から閲覧又は公開の申出があった場合は、以下内容を記載した「プロポーザル採点結果調書」にて情報提供することを了承すること。

- ア 業務名
- イ 参加提案者（申込順、共同事業者の場合は共同事業者名称及び構成事業者）
- ウ 優先交渉権者名

エ 事業者名は匿名とした、評価項目毎の採点結果及び合計点

1 3 契約

(1) 契約締結前の協議

提出された企画提案書等の内容に基づき、本市と優先交渉権者にて協議を行う。協議が整い次第、優先交渉権者は、改めて見積書を本市に提出するものとする。

なお、この協議は、優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うこととし、協議に係る費用は優先交渉権者の負担とする。

(2) 契約締結

前項の協議が整い次第、速やかに契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議において双方が合意に至らなかった場合には、次点となった事業者と協議の上、契約を締結する場合がある。

また、契約締結前までの間に、優先交渉権者が本実施要領の参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。

(3) 契約保証金

ふじみ野市契約規則による。

1 4 その他留意事項

(1) 提出後における書類の差替え及び再提出は、原則、認めない。

(2) 本プロポーザルは受託候補事業者(優先交渉権者)を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

(3) 企画提案書の著作権は、提案書を提出した参加者に帰属する。情報公開については「1 2 情報公開」による。

(4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。

(5) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかになった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかになった場合は、契約を解除することができるものとする。

(6) 参加検討・提案書作成にあたり、一般開放する施設について見学することは妨げないものの、公序良俗に反する行為はくれぐれも慎むこと。

1 5 事務局

ふじみ野市市民活動推進部文化・スポーツ振興課スポーツ振興係
担当：見澤・大脇

住所：356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

電話：049-220-2090（直通）

メール：sports@city.fujimino.saitama.jp